

はじめに

福山地区消防組合は広島県の東南端、瀬戸内海沿岸のほぼ中央部に位置し、岡山県と境界を接している。管内は福山市、府中市、神石高原町の2市1町で構成され、人口約52万人、面積約1,100km²である。

管内人口の約9割を占める福山市は、本年市制施行100周年を迎え、記念事業の一つとして当地出身のミステリー作家である島田荘司氏が地元福山のために書き下ろした「探偵ミタライの事件簿 星籠の海」の全国上映をはじめ、各種事業・行事が展開されており、「ふくやま」を全国に向け発信しているところである。この作品の舞台となった鞆の浦は、古代から潮待ちの港として栄え、万葉集でも大伴旅人の歌にも詠まれるなど、瀬戸内海国立公園を代表する景勝地で、これまでも映画「ウルヴァリン：SAMURAI」、「潔く柔く」やドラマ「流星ワゴン」など、数々の映画やドラマの舞台となっている。

関係部局との 連携により 違反が是正 された事案

福山地区消防組合深安消防署 予防係長 小川 仁

消防組合の組織と予防業務体制

当消防組合は、1局2部6課、8消防署、1分署、6出張所、職員数551人の体制で、地域住民の安心と安全の確保に努めている。

予防業務体制は消防局予防課（予防・査察担当、危険物担当、建築担当）及び各消防署予防係（毎日勤務者）のほか、各出張所（交替制勤務者）が兼務で予防業務を行っている。



査察実施体制

当消防組合では、内規に基づき、管内にある防火対象物約19,000施設、危険物製造所等約1,800施設から特に火災時に人命危険が高い施設を中心にリストアップし、年間の査察計画を立て、計画的に査察(定期査察)を行っている。

これら定期査察とは別に、管内の状況や社会情勢等を見ながら、査察計画以外の施設に対しても特別査察を随時実施している。

また、重大な違反がある対象物については、継続指導のための査察を行い、一定期間後、改善されない場合は違反処理を行っている。

なお、定期査察及び特別査察の状況並びに違反対象物の状況等は、毎月、各消防署から予防課へ報告し、それぞれが進捗状況等を把握することで情報の共有化及びチェック体制の強化を図っている。

事例概要

今回の事案は、昭和58年に結婚式場兼店舗として新築され、その後、用途変更及び増改築が行われた防火対象物で、自動火災報知設備の過半にわたる未設置等の重大な違反があり、再三の指導にもかかわらず、改善の兆候が見られなかったため、違反処理を行った事例である。

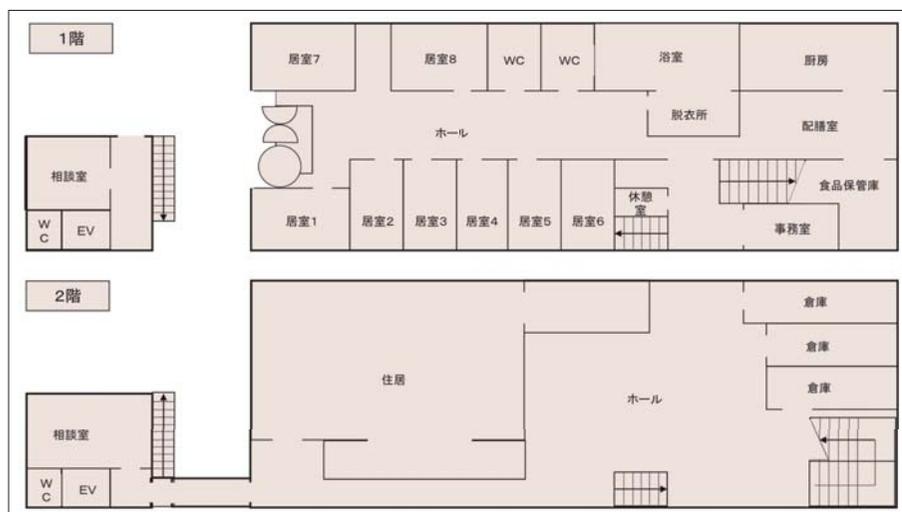
防火対象物の概要

- 建物所有者：有限会社A
代表取締役B(違反者)
- 用途：複合用途(老人デイサービスセンター兼住宅(16)項イ)
- 構造：鉄骨一部木造2階建て
- 延べ面積：805.04㎡
- 床面積：1階 397.39㎡
2階 407.65㎡
- 収容人員：19人(うち従業員4人)



建物外観

違反是正



各階の平面図

違反事項

- (1)消防用設備等点検結果報告義務違反
- (2)自動火災報知設備の設置義務違反(過半にわたり未設置)
- (3)自動火災報知設備の維持義務違反(技術基準の一部違反)
- (4)消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務違反(全体に未設置)

指導の経過

- (1)平成16年10月13日
 - ・ 査察により結婚式場兼店舗((16)項イ)から老人デイサービスセンター((6)項ハ)へ用途変更されていることを確認
 - ・ 自動火災報知設備の過半にわたる未設置等について、立入検査結果通知書を交付し改善指導
- (2)平成18年3月15日
 - ・ 前回査察時と同様の立入検査結果通知書を交付
- (3)平成21年1月19日
 - ・ 老人デイサービスセンター兼住宅((16)項イ)へ用途変更されていることを確認
 - ・ 同様の立入検査結果通知書を交付
- (4)平成22年4月6日
 - ・ 1階東側の間仕切り変更を確認

- ・ 同様の立入検査結果通知書を交付
 - (5)平成26年4月24日
 - ・ 同一敷地内に別棟として増築されていた有限会社Aの事務所と老人デイサービスセンター兼住宅が接続されていることを確認
 - ・ 自動火災報知設備の過半にわたる未設置等について改善指導
 - ・ 屋内階段に存置されたオルガン等の物件を撤去するよう指導
 - ・ 立入検査結果通知書を交付するとともに、改善計画書の提出を指導
- ※以降、平成27年6月11日まで10回立入検査を実施し、是正指導を行った。

違反処理等の経過

- (1)平成27年6月18日
 - ・ 階段部分に存置された物件について、消防法第5条の3による除去措置命令を发出(即時履行)
- (2)平成27年7月23日
 - ・ 違反調査を実施
 - ・ Bの質問調書、写真説明書等を作成
- (3)平成27年7月29日
 - ・ 違反処理検討委員会(委員長：警防部長)を開催し、以下の処分方針を検討
 - ①消防用設備等点検結果報告義務違反

一次措置 警告(法第17条の3の3)

②自動火災報知設備の設置義務違反

一次措置 警告(法第17条第1項)

二次措置 命令(法第17条の4第1項)

③自動火災報知設備の維持義務違反

一次措置 警告(法第17条第1項)

二次措置 命令(法第17条の4第1項)

④消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務違反

一次措置 警告(法第17条第1項)

二次措置 命令(法第17条の4第1項)

(4)平成27年7月30日

・警告書発出

履行期限 平成27年10月29日

※その後、再三の是正指導にもかかわらず、是正に向けたBの具体的な行動はない。

(5)平成27年10月30日

・命令書発出

履行期限 平成28年1月29日

(6)平成27年11月2日

・消防用設備等点検結果報告書が提出される。

(7)平成27年12月22日

・福山市関係部局(建築指導課・介護保険課)と合同で立入検査を実施。Bと今後の対応について協議を行った。

(8)平成28年1月25日

・自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の着工届が提出される。

(9)平成28年1月28日

・福山市が主宰し介護保険の指定の効力停止の行政処分に係る聴聞を行った。

参考人の立場として消防局予防課職員及び管轄消防署予防係長(筆者)が出席。結果、Bから反論はなく、違反の事実を認め、謝罪するとともに、今後の具体的な対応策の説明があった。

(10)平成28年1月29日

・自動火災報知設備の設置検査(結果良好)

(11)平成28年2月3日

・消防機関へ通報する火災報知設備の設置検査(結果良好)

※命令解除

本件を振り返って

今回の事案は、関係部局との連携により、違反が是正されたものである。当消防組合では4年前のホテル火災を契機に、規程・要綱等の全面的な見直しを行うとともに、日常業務の中でも関係部局との連携を密にしてきた。

具体的には、当消防組合の独自の制度である「防火・避難基準適合防火対象物公表制度」において、その対象となる施設に対しては、原則として、建築部局と合同で査察を行い、その後、不備事項、改善の状況等についても逐一情報を共有している。

また、福祉施設等に対しても、必要に応じて福祉部局と合同で査察等を行っているほか、事業所の開設等に係る事前相談の段階で各部局間において文書による情報共有を行うこととしており、日頃から「顔の見える関係」ができておりと認識している。

違反施設の関係者からは、「資金面からできない。」との発言を多く聞く。もちろんそのことは理由にならないが、実際は資金がないのではなく、改善に投資したくない場合がほとんどだと思料する。

今回の関係者Bは、命令発動後も是正に向けての動きが見られなかったが、決して是正する意思がなかったわけではない。違反調査に当たって登記簿謄本を閲覧していたところ、当該施設が公租公課等の滞納により競売にかけられていたことが判明した。本当に資金の手立てが困難であったろうと推察する。しかし、施設がある以



標識の設置



チーム「ふかやす」

上、違反を放置することはできないため、裁判所への照会、弁護士への相談を行い、違反処理を行うことに問題はないことを確認した。

また、告発も視野に入れ、違反処理移行前から捜査機関とも連携を図ってきた。

今回の事案を振り返って思うことは、我々消防が向き合わなければならないのは、施設の関係者ではなく住民であり、住民の安心と安全のためには、あらゆる手立てを講じて是正に努めなければならないと改めて実感したところである。

今後に向けて

当消防組合が積極的に違反処理を行うようになってまだ日が浅い。軌道に乗り始めたとはいえ、職員のスキルアップはもちろんのこと、意識改革を図っていく必要がある。同一の違反には、全ての職員が同じ対応をしなければならない。

当消防組合では、通常の業務研修に加え、昨年度から予防専従者を対象に違反処理に特化した研修を行っている。特に今年は、消防法第5条の3による命令について、シミュレーションを取り入れた研修を行った。今後とも継続して取り組んでいく必要があると考えている。

おわりに

違反処理は難しいことではない。また、警告前段階の違反調査時点で、相当の是正効果があるのも確かである。当然労力が報われた時には、達成感があり、仕事のやりがいが実感できる。

しかし、事案によっては、多大な労力と時間を費やし、精神的な疲労を感じることもある。関係者によっては、直接、あるいは電話等で恫喝に近い言葉を発する場合もあり、それに対応する職員は、相当なストレスを感じていることも事実である。そうした場合には、あえて係内でその話題を共有することで、少しでも職員の心労を和らげることに配慮している。

当消防署予防係では、普段からコミュニケーションを図るうえで、些細なことでも報告すること、さらに実務上の違反処理は個人ではなく、組織で取り組んでいくことの認識を徹底させている。

そして、どんなに困難な事案でもできないことはない、「やりゃあできる!」(やればできる)、「やらにゃあできん!」(やらなければならない)を合言葉に、組織一丸となって違反是正に邁進したいと考えている。